

第5回南砺市協働のまちづくり推進会議次第

平成26年1月27日（月）午後7時～
南砺市役所 福野庁舎 講堂

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 付議事項

- (1) 南砺市まちづくり基本条例の推進について

4. その他

5. 閉 会

■南砺市まちづくり基本条例の運用に関する課題及び提案内容（住民自治組織部会）

番号	条・項・号など	規定内容	取組の状況		補足事項
			運用に関する課題	提案事項	
1	(市民の権利) 第5条第1項	市民は、市政全般に関する情報を市から提供を受け、又は自ら取得しているか。			
2	(") " 第2項	市民は、市政に関する計画及び政策の立案から評価までの各段階に参画しているか。また意見を述べているか。			
3	(市民の責務) 第6条第1項	市民は、主体的にまちづくりに参画するよう努めているか。			
4	(") " 第2項	市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めているか。			
5	(") " 第3項	市民は、市と協働し、魅力あるまちづくりを行うよう努めているか。			
6	(") " 第4項	市民は、市が実施するサービスの提供を受けたとき、応分の負担をしているか。			
7	(住民自治組織の役割) 第7条	自治振興会は、地域に住居を構え、居住している者全員が参加できる組織の構成、運営方法、会計事務等を定めた会則を制定及び公開し、並びに住民生活の安心及び安全の確保を図り、福祉、文化活動等を活性化するよう努めているか。	住民への住民自治組織情報が不足している(活動が理解されていない)	事業、役員、予算、決算をはじめとし、組織の理解向上からも、会報や市広報等での公開を求める	
			住民自治組織の構成、運営、交付金使途に住民の意見が反映されていない	自治会代表者の他に、各種団体等の参加を促し、構成、運営、事業実施に広く住民の意見反映を求める	
			住民自治組織のまちづくりの重要性が理解されていない	住民自治組織が果たす重要性を研修会等を通じ運営役員の理解を求める	
			住民自治組織に女性の意見が届いていない	住民自治組織には女性参加組織もあるが、自治振興会に女性運営役員の選出を求める	
8	(住民自治組織に属するものの責務) 第8条	住民は、住民自治組織の一員として、互いに協力するよう努めているか。	活動がまちづくりに役立っているとの意識が持たれていない	活動組織の紹介等を通じ、参加者の意識醸成、参加者の拡大を図る	
			何が出来るか、どうしたら良いのか解らない。また、リーダーが少ない	リーダーの育成や活動組織の困りごと、運営内容等意見交換、研修会を実施し、活動支援をする	
9	(住民自治組織への支援) 第9条	市は、住民自治組織の魅力ある地域づくりを支援するため、必要な措置を講じているか。	地域づくり支援員の活動が理解されていない	支援員の目指す活動の明確化や連絡会の開催から、推進事例の展開等活性化を求める	
			専門的支援員の確保がない。また、アドバイスが偏っている	各組織活動の育成支援、活性化から、地域まちづくりの推進を拡大する	

■南砺市まちづくり基本条例の運用に関する課題及び提案内容（協働の推進部会）

番号	条・項・号など	規定内容	取組の状況		補足事項
			運用に関する課題	提案事項	
13	() " 第2項	市から支援を受ける市民団体は、代表者、連絡先、活動目的、会則、会計状況等の事項を市長に届け出、その活動の内容について、市及び市民に対して説明責任を果たしているか。	活動内容について説明責任が果たされていないのでは。	情報公開を進めるよう促す。	
14	(事業者の役割) 第12条	事業者は、地域社会の一員として公益的なまちづくりに寄与するよう努めているか。			
15	(市長の責務) 第15条第1項	市長は、広く市民の意見を聴いているか。			
16	() " 第2項	市長は、常に市民の権利を保障しているか。			
17	() " 第3項	市長は、市政運営の方針を市民及び市議会に説明し、その達成状況を報告しているか。			
18	() " 第4項	市長は、意思決定過程の情報を積極的に明らかにし、その内容が市民に理解されるよう努めているか。			
19	() " 第5項	市長は、知識及び能力を持った職員の育成を図っているか。			
20	(市の職員の責務) 第16条第1項	市の職員は、信頼される地域の一員として積極的にまちづくりの推進に努めているか。			
21	() " 第2項	市の職員は、必要な知識及び能力の向上に努め、職務に専念しているか。			
22	(協働における市の役割) 第18条	市は、協働のまちづくりを推進するコーディネーターを養成して配置しているか。そして、市民、市民団体等からの情報発信を支援し、連絡、調整等の役割を担っているか。	コーディネーターが養成されているのか	職員研修の中に、協働の研修を入れてはどうか。 NPO、市民だれでもコーディネーターになれるように、コーディネーターの養成が必要ではないか。 農業におけるコーディネーターも必要。 コーディネーター(人、場)の性格付けが必要。	

■南砺市まちづくり基本条例の運用に関する課題及び提案内容（協働の推進部会）

番号	条・項・号など	規定内容	取組の状況		補足事項
			運用に関する課題	提案事項	
23	(対等関係の保障) 第19条	市は、市民との対等な関係を保障しているか。			
24	(協働の理念の普及) 第20条	市長は、協働の理念を普及するための学び合いの場をつくっているか。		各種団体への条例の説明を行ってはどうか。	
25	(情報の発信及び収集) 第21条	市民及び市は、地域の多様な情報を発信又は市内外から情報を収集して協働のまちづくりを推進しているか。			
26	(行政運営の基本原則) 第23条第1項	市は、機能的で、効率的な執行体制を整備するとともに、組織の横断的な調整を図っているか。			
27	(") " 第2項	市は、条例、規則等の整備を積極的に行っているか。			
28	(") " 第3項	市は、施策の決定までの過程の透明性を確保し、市民への説明責任を果たしているか。			
29	(") " 第4項	市は、毎年度、各種計画の達成状況等を公表するとともに、常に当該計画の見直しに努めているか。			
30	(財政運営の基本原則) 第24条第1項	市は、予算の編成及び執行に当たって、最大の効果を最少の経費で挙げられるよう努めているか。			
31	(") " 第2項	市は、予算の編成に当たって、財政事情及び編成過程の透明性を確保しているか。			
32	(") " 第3項	市は、予算及び決算の内容についての説明書を全戸に配布する等、市民が具体的に把握できるよう努めているか。			
33	(情報の共有) 第25条第1項	市民及び市は、必要な情報を共有しているか。			

■南砺市まちづくり基本条例の運用に関する課題及び提案内容（協働の推進部会）

番号	条・項・号など	規定内容	取組の状況		補足事項
			運用に関する課題	提案事項	
34	(") " 第2項	市は、市の保有する公の情報を特定の個人、法人等の利益を損なわない限り公開しているか。			
35	(会議の公開) 第26条	市は、審議会、各種委員会等の会議を、原則として公開しているか。			
36	(審議会等の委員の公募) 第27条第1項	市は、審議会、各種委員会等の委員その他これに類する者を選任する場合、その全員又は一部を公募により選任しているか。			
37	(") " 第2項	市は、委員の選任に当たって他の審議会、各種委員会との重複を考慮し、幅広い人材を登用するよう努めているか。			
38	(") " 第3項	審議会、各種委員会等の委員の構成について、原則として男性又は女性のいずれか一方の割合が7割を超えていないか。			
39	(意見公募) 第28条第1項	市長は、市の基本的な計画等を市議会に提案し、又は決定しようとするとき、当該計画等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続を執っているか。	パブリックコメントの考え方を公表してはどうか。	実施要項等を広報などで公表すればどうか。	
40	(") " 第2項	市長は、提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長の考え方を公表しているか。			
41	(意見、要望、苦情等への対応) 第29条	市は、意見、要望、苦情等があったとき、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答するとともに、改善を要すると判断したものについて、再発防止及び解決のために適切な措置を講じているか。			
42	(行政評価) 第30条第1項	市は、定期的に行政評価を実施しているか。			

■南砺市まちづくり基本条例の運用に関する課題及び提案内容（市民参画・情報共有部会）

番号	条・項・号など	規定内容	取組の状況		補足事項
			運用に関する課題	提案事項	
1	(市民の権利) 第5条第1項	市民は、市政全般に関する情報を市から提供を受け、又は自ら取得しているか。			
2	(") " 第2項	市民は、市政に関する計画及び政策の立案から評価までの各段階に参画しているか。また意見を述べているか。			
3	(市民の責務) 第6条第1項	市民は、主体的にまちづくりに参画するよう努めているか。	パブリックコメントという文言がピンとこない、パブリックコメントをする文章を書けない。(意見はあるが) いままでとどうかわるのかわからない。文書が原則であることが問題。	わかりやすく、ネーミングを変え、またわかりやすい説明を付記した上で、多くの方々からパブリックコメントを募れる手法を。ミニ集会(シンポジウム)などを開催して、対話形式での開催など。	
4	(") " 第2項	市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めているか。			
5	(") " 第3項	市民は、市と協働し、魅力あるまちづくりを行うよう努めているか。			
6	(") " 第4項	市民は、市が実施するサービスの提供を受けたとき、応分の負担をしているか。			
7	(住民自治組織の役割) 第7条	自治振興会は、地域に住居を構え、居住している者全員が参加できる組織の構成、運営方法、会計事務等を定めた会則を制定及び公開し、並びに住民生活の安心及び安全の確保を図り、福祉、文化活動等を活性化するよう努めているか。			
8	(住民自治組織に属するものの責務) 第8条	住民は、住民自治組織の一員として、互いに協力するよう努めているか。			
9	(住民自治組織への支援) 第9条	市は、住民自治組織の魅力ある地域づくりを支援するため、必要な措置を講じているか。			
10	(市民団体の役割) 第10条第1項	市民団体は、活動についてその内容が広く市民に理解されるよう努めているか。			
11	(") " 第2項	市民団体は、自らの活動を担う人材の育成に努めているか。			

■南砺市まちづくり基本条例の運用に関する課題及び提案内容（市民参画・情報共有部会）

番号	条・項・号など	規定内容	取組の状況		補足事項
			運用に関する課題	提案事項	
12	(市民団体の責務) 第11条第1項	市民団体は、寄附金、助成金等の提供者に対し、信託された任務を適切に履行しているか。また、その活動の内容について、積極的に説明責任を果たしているか。			
13	(") " 第2項	市から支援を受ける市民団体は、代表者、連絡先、活動目的、会則、会計状況等の事項を市長に届け出、その活動の内容について、市及び市民に対して説明責任を果たしているか。			
14	(事業者の役割) 第12条	事業者は、地域社会の一員として公益的なまちづくりに寄与するよう努めているか。			
15	(市長の責務) 第15条第1項	市長は、広く市民の意見を聴いているか。			
16	(") " 第2項	市長は、常に市民の権利を保障しているか。			
17	(") " 第3項	市長は、市政運営の方針を市民及び市議会に説明し、その達成状況を報告しているか。			
18	(") " 第4項	市長は、意思決定過程の情報を積極的に明らかにし、その内容が市民に理解されるよう努めているか。			
19	(") " 第5項	市長は、知識及び能力を持った職員の育成を図っているか。			
20	(市の職員の責務) 第16条第1項	市の職員は、信頼される地域の一員として積極的にまちづくりの推進に努めているか。	地域づくり支援員の技量の差がある		
21	(") " 第2項	市の職員は、必要な知識及び能力の向上に努め、職務に専念しているか。			
22	(協働における市の役割) 第18条	市は、協働のまちづくりを推進するコーディネーターを養成して配置しているか。そして、市民、市民団体等からの情報発信を支援し、連絡、調整等の役割を担っているか。	地域づくり支援員の技量のばらつきがある。		

■南砺市まちづくり基本条例の運用に関する課題及び提案内容（市民参画・情報共有部会）

番号	条・項・号など	規定内容	取組の状況		補足事項
			運用に関する課題	提案事項	
23	(対等関係の保障) 第19条	市は、市民との対等な関係を保障しているか。			
24	(協働の理念の普及) 第20条	市長は、協働の理念を普及するための学び合いの場をつくっているか。			
25	(情報の発信及び収集) 第21条	市民及び市は、地域の多様な情報を発信又は市内外から情報を収集して協働のまちづくりを推進しているか。			
26	(行政運営の基本原則) 第23条第1項	市は、機能的で、効率的な執行体制を整備するとともに、組織の横断的な調整を図っているか。			
27	(") " 第2項	市は、条例、規則等の整備を積極的に行っているか。			
28	(") " 第3項	市は、施策の決定までの過程の透明性を確保し、市民への説明責任を果たしているか。			
29	(") " 第4項	市は、毎年度、各種計画の達成状況等を公表するとともに、常に当該計画の見直しに努めているか。			
30	(財政運営の基本原則) 第24条第1項	市は、予算の編成及び執行に当たって、最大の効果を最少の経費で挙げられるよう努めているか。	職員の自己評価のみにとどまっており、H24年度に外部評価を入れる予定であったが、遅れている。	外部評価について、策定の段階から市民へ公開をし、意見を反映する必要がある。	
31	(") " 第2項	市は、予算の編成に当たって、財政事情及び編成過程の透明性を確保しているか。			
32	(") " 第3項	市は、予算及び決算の内容についての説明書を全戸に配布する等、市民が具体的に把握できるよう努めているか。			
33	(情報の共有) 第25条第1項	市民及び市は、必要な情報を共有しているか。			

■南砺市まちづくり基本条例の運用に関する課題及び提案内容（市民参画・情報共有部会）

番号	条・項・号など	規定内容	取組の状況		補足事項
			運用に関する課題	提案事項	
34	() " 第2項	市は、市の保有する公の情報を特定の個人、法人等の利益を損なわない限り公開しているか。			
35	(会議の公開) 第26条	市は、審議会、各種委員会等の会議を、原則として公開しているか。			
36	(審議会等の委員の公募) 第27条第1項	市は、審議会、各種委員会等の委員その他これに類する者を選任する場合、その全員又は一部を公募により選任しているか。			
37	() " 第2項	市は、委員の選任に当たって他の審議会、各種委員会との重複を考慮し、幅広い人材を登用するよう努めているか。			
38	() " 第3項	審議会、各種委員会等の委員の構成について、原則として男性又は女性のいずれか一方の割合が7割を超えていないか。			
39	(意見公募) 第28条第1項	市長は、市の基本的な計画等を市議会に提案し、又は決定しようとするとき、当該計画等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続を執っているか。	パブリックコメントという文言がピンとこない、パブリックコメントをする文章を書けない。(意見はあるが) いままでとどうかわるのかがわからない。文書が原則であることが問題。	わかりやすく、ネーミングを変え、またわかりやすい説明を付記した上で、多くの方々からパブリックコメントを募れる手法を。ミニ集会(シンポジウム)などを開催して、対話形式での開催など。	
40	() " 第2項	市長は、提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長の考え方を公表しているか。			
41	(意見、要望、苦情等への対応) 第29条	市は、意見、要望、苦情等があったとき、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答するとともに、改善を要すると判断したものについて、再発防止及び解決のために適切な措置を講じているか。			
42	(行政評価) 第30条第1項	市は、定期的に行政評価を実施しているか。			
43	() " 第2項	市は、行政評価を行うとき、市民が参画する方法により実施するよう努めているか。	できていない。	外部評価の策定案が出る前、出たあと、決定する前に市民の意見を反映するべく、シンポジウムを実施すべき(理解する機会を与えた上で、考えをまとめる)	

■南砺市まちづくり基本条例の運用に関する課題及び提案内容（市民参画・情報共有部会）

番号	条・項・号など	規定内容	取組の状況		補足事項
			運用に関する課題	提案事項	
44	() " 第3項	市は、行政評価の実施について、その時点で最もふさわしい方法となるよう常に配慮しているか。			
45	() " 第4項	市は、行政評価の結果を市民にわかりやすい方法で公表するとともに、これを施策及び事務の遂行に反映しているか。	できていない。	外部評価の策定案が出る前、出たあと、決定する前に市民の意見を反映するべく、シンポジウムを実施すべき(理解する機会を与えた上で、考えをまとめる)	
46	(出資団体等) 第31条第1項	市は、出資若しくはそれに準ずる補助を行い、事務を委託し、又は職員を派遣している団体に対し、その規約又は定款、役員名簿、業務遂行状況及び経営状況を公開するよう指導しているか。	出資金50%以上の団体については公表している。50%以下については公表していない。	市民からの要求の有無にかかわらず、自主的に自社Webなどで公開するなどのガイドラインを作成し、市から団体へ推奨させるべき	
47	() " 第2項	市は、前項に該当する団体が、職員を採用しようとするとき、職種、給与等の条件を明示して公募するよう、指導しているか。			
48	() " 第3項	市は、第1項に該当する団体への市の職員の再就職をあっせんしていないか。			
49	(個人情報の保護) 第32条	市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理等について、必要な措置を講じているか。			
50	(条例の制定及び改廃) 第34条第1項	市は、条例を制定又は改廃しようとするとき、当該条例が市議会に提出される前に、その案の作成の段階において、市民の参加を図り、又は市民に意見を求めているか。			
51	() " 第2項	市は、前項の規定により作成した条例案をあらかじめ公表し、市民に意見を求めているか。	おこなっているが、パブリックコメントをWeb・情報公開コーナーより募集をしているのみである。	関連されるとおもわれる団体・個人にひろく声をかける工夫が必要である。(推進会議でそのような取り組みをしてもよいかとおもう)	
52	() " 第3項	市は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を公表しているか。			
53	() " 第4項	市は、第1項に規定する市民の参加等の有無(市民の参加等がないときは、その理由を含む。)及び状況並びに第2項の規定により求めた意見の取扱いに関する事項を付して、議案を提出しているか。			